

# 職場意識の取組みについて

平成 23 年 12 月 13 日  
株式会社テクアルファ 広瀬純

現在、会社として、職場意識改善（ワークライフバランス）に取り組んでいます。

長時間労働＝利益が出るという時代とは違い、最近聞く言葉で、ワークライフバランスという言葉があります。各個人のもっている能力をいろいろな分野で発揮してもらい、ひいてはそれが会社の財産になるという考えの元推奨しております。

また、当然のことながら少子高齢化の世の中のため、育児も会社として応援していきたいと思えます。

会社における職場意識の改善のための取組みをまとめてみましたので、社員 1 人 1 人が心がけていくようお願いいたします。

## 1. ワークライフバランス推進委員会の設置

会社と社員の双方で職場の環境の改善（長時間労働の削減や有給休暇の取得促進等を含めて業務改善に関するいろいろなこと）や、コミュニケーションをはかるための場です。

以下のメンバーにて会議を進めております。

平成 23 年 委員：広瀬純、網谷 竜一郎

ただ、委員に限らずに何かご意見のある方は、委員・代表者等にいつでもご相談下さい。

## 2. 職場意識改善推進者の選任

目的としては、1 番と同じですが、会社と社員のコミュニケーションをとるための窓口として、責任者を選任しております。

平成 23 年 網谷 竜一郎 外部相談役 社会保険労務士：箕輪和秀

全員参加型でなるべく多くの従業員の参加がはかれるように、推進者は交代制にしていきたいと思えます。

## 3. 職場意識改善計画及び職場意識推進者の周知

皆さん一人一人が、この計画等内容を周知できるように、以下のような手続きをとっております。

平成 23 年 事業所内掲示・本ちらしの配布・掲示

当社のHPに職場意識改善計画及び本ちらしをPDFにて掲載

#### 4. 職場意識改善のための研修

平成 23 年 管理職のための研修を実地しました。

参加者は、管理職 広瀬純に限らず網谷 竜一郎も参加。充実した研修ができました。

#### 5. 年次有給休暇の取得促進

平成 22 年 0%の取得率でした。

平成 23 年 11 月末現在約 45%の取得率です。

取得率は社内公表にて掲示いたしました。

年次有給休暇取得促進のポスターを事業所に掲示し、有休取得を推進していきます。  
ワークライフバランスを推進していきましょう。

#### 6. 所定労働時間（残業）の削減

平成 22 年 月平均：平均約 23 時間弱程度の残業時間でした。

平成 23 年 11 月末現在約 18 時間/月でした。効果はあがっております。残業ゼロに向けてがんばりましょう。

残業時間の一覧は社内公表にて掲示いたしました。

毎月 15 日はノー残業デーとしてポスター掲示いたしました。

#### 7. 子育て中や介護中の方など、特に配慮を要する社員のため、就業規則（育児・介護規程等）を整備いたしました。

特に、法令より子育ての負担を減らすために育児短時間勤務制度があります（育児介護規程 第 13 条）。

法令上は 3 歳未満ですが、就業規則上は小学校就学の始めまでとしております。

##### （育児短時間勤務制度）

小学校就学の始期に達するまでの子（法令上 3 歳未満）と同居し、養育する従業員（日雇従業員を除く）は、申し出ることにより、就業規則に規定する所定労働時間について、1 日の所定労働時間を短縮する短時間勤務の制度（以下「育児短時間勤務等の措置」）の適用を受けることができる。なお、短縮できる時間は 1 日につき 2 時間の範囲とし、当該労働者の申し出を受け代表取締役が決定する。

これは、保育園の送り迎え等、どうしても小学校就学までは育児の負担が大きいため、この間、時短勤務（朝・夕の送り迎えの時間をとりたい場合等）ができます。

是非子育ての際には活用頂ければと思います。

## 8、制度面の改善のための措置

制度面の改善として、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%とし、週所定労働時間を1時間（水曜日）短縮致しました。

その旨、就業規則の整備と36協定の届出をしております。